清水坂あじさい荘短期入所生活介護料金表

＜　令和6年6月1日 現在 ＞

（1）施設利用料等（1日あたり）

負担割合については、負担割合証でご確認ください。

支払内容		介護報酬額	1割負担	2割負担	3割負担
施設利用料（注）	要支援1	5,006円	501円	1,002円	1,502円
	要支援2	6,227円	623円	1,246円	1,869円
	要介護度1	6,693円	670円	1,339円	2,008円
	要介護度2	7,459円	746円	1,492円	2,238円
	要介護度3	8,269円	827円	1,654円	2,481円
	要介護度4	9,046円	905円	1,810円	2,714円
	要介護度5	9,812円	982円	1,963円	2,944円
専従の機能訓練指導員を配置している場合		133円	14円	27円	40円
看護体制加算（Ⅰ）	常勤看護師1名以上配置した場合	44円	5円	9円	14円
看護体制加算（Ⅱ）	看護職員を基準より1名以上多く配置し、病院等と24時間連絡体制をとっている場合	88円	9円	18円	27円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	基準人数を1名以上超えて配置した場合	166円	17円	34円	50円
若年性認知症利用者受入加算		1,332円	134円	267円	400円
送迎代（ご利用になられた場合片道1回あたり）		2,042円	205円	409円	613円
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を行った場合。入所日から7日または家族等の疾病等でやむを得ないときは14日を限度。	999円	100円	200円	300円
職員の配置状況により下記の①～③のいずれかになります。					
① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士を80％以上または勤続10年以上の介護福祉士を35％以上配置した場合	244円	25円	49円	74円
② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士を60％以上配置した場合	199円	20円	40円	60円
③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	介護福祉士を50％以上または常勤職員を75％以上または勤続7年以上の職員を30％以上配置した場合	66円	7円	14円	20円
下記の①～②のいずれかになります。					
① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数にサービス別加算率（14．0％）を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額の1割、2割または3割となります。				
② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数にサービス別加算率（13．6％）を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額の1割、2割または3割となります。				

（2）滞在費（1日あたり）

従来型個室	多床室（相部屋）
1，171円	855円

（3）食費（1日あたり）

朝　食	昼　食	夕　食	合　計
346円	628円	471円	1，445円

＊ 滞在費と食費の負担額は、厚生労働省が定めるところにより、世帯の課税状況等に応じて4段階に区分されます。第1段階から第3段階までの方は、申請により減額されます。
なお、預貯金等が一定額以上ある場合や、世帯分離している配偶者に一定以上の所得がある場合など減額の対象とならない場合があります。

【利用者負担限度額】　（単位：円）（日額）

利用料負担段階	滞在費		食　費
	従来型個室	多床室（相部屋）	
第1段階	320円	0円	300円
第2段階	420円	370円	600円
第3段階①	820円	370円	1，000円
第3段階②	820円	370円	1，300円

＊ 従来型個室入所者に対し多床室の料金を請求する措置があります。
① 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した方
② 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した方
③ 厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する方

＊ 料金は介護報酬額により計算をするため、端数処理の関係で円単位の誤差が生じることがありますので、ご了承ください。

＊ 償還払いの場合は一旦、介護報酬額全額をお支払いいただき、その後領収書を添付して東京都北区に請求されますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(4) キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無　料
②入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	介護保険適用時の自己負担額、食費及び居室代

ただし、下記に該当した場合は、キャンセル料はいただきません。
1. 急な病気・入院・事故などやむを得ない理由により連絡ができなかった場合またはサービスの提供ができなかった場合
2. ひとり暮らし・高齢者のみの世帯などで、連絡が難しいと認められる場合

(5) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。
※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。
・利用者が中途退所を希望した場合
・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
・利用中に体調が悪くなった場合
・他の利用者の生命又は健康に重大な影響をあたえる行為があった場合